

教育福祉常任委員会会議記録（概要）

平成25年12月9日（月）

開 会 午前9時15分

【議 事】

○議案第89号「平成25年度所沢市病院事業会計補正予算（第1号）」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第89号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時18分）

（説明員交代）

再 開（午前9時20分）

【議 事】

○議案第92号「所沢市老人ホーム亀鶴園等の指定管理者の指定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

今回、指定管理期間を5年とし、非公募で管理者が選定された。所沢市老人ホーム亀鶴園の運営にあたり、指定管理者制度を導入することについては様々な課題が議会からも出されていたかと思うが、ここで働く職員の職場への定着率について、この3年間の状況を伺いたい。

池田高齢者支援課長

老人ホーム亀鶴園における職員の定着率については、調理員等の異動等はありませんが、支援員や相談員の異動等はなく、継続的に雇用されている状況です。

城下委員

この施設の運営に関し、人件費として出した指定管理料については実績に応じて精算をすることになっているかと思うが、平成23年度、24年度の人件費の精算額はいくらなのか。

池田高齢者支援課長

老人ホーム亀鶴園の人件費の精算額は、平成23年度が1,572万7,671円であり、平成24年度は1,317万6,257円です。

矢作委員	先ほどの人件費の精算額について、平成23年度から平成24年度にかけては若干の減額になっているが、どうしてなのか。
池田高齢者支援課長	雇用されている方の勤務時間の変更等の事情により、若干の差異が出ているということです。
城下委員	勤務状況の変更があったとのことだが、平成23年度と平成24年度において、支援員等は何人いたのか。
池田高齢者支援課長	生活相談員が1人、その他に主任支援員が1人、一般の支援員が13人であり、入所者に対してケアにあたっている方は、計15人です。
城下委員	精算により、人件費として出した指定管理料と実際に要した人件費の額との差額が、約140万円になったかと思うが、それは、例えば残業代等の人件費という理解でよろしいか。
池田高齢者支援課長	そのとおりです。
末吉委員	資料における納付金提案書では、提案割合として「介護保険事業収入額に掛ける割合」との記載があるが、この考え方について伺いたい。

池田高齢者支
援課長

一般的に、事業者がデイサービスを行う場合には、当然、その建物の維持費や、建設する場合には建設費等の費用を要することとなりますので、市の施設を利用していることから、納付金を支払ってもらうという考え方をしています。この金額について、亀鶴園デイサービスの場合には施設の定員等を勘案し、100万円と設定しました。さらに、介護保険事業収入額に掛ける割合の0.5%については、その年ごとの収入に応じた部分であり、市の指定金額にさらに加算させていただくという考え方です。0.5%という割合は最低ラインとして設定しています。

末吉委員

参考資料の納付金提案書において、指定金額が100万円とあり、提案割合が0.5%との記載があるが、どちらが優先されるのか。

池田高齢者支
援課長

優先ということではなく、併用という形になります。100万円は基本の金額とし、それに加えて、介護保険事業収入額に対する0.5%を加算するものです。

末吉委員

そうすると、提案委託料は、ある意味、非公募でもあるし、相殺に近い印象があるのだが、納付金に関しては、営業努力により事業の規模を高めて多くを払ってもらうという考え方なのか。また、提案委託料は一定額なのか。

池田高齢者支 援課長	介護保険事業収入額に掛ける0.5%という提案割合があり、デイサービスの場合には、法人の努力によって利用者を増やすことが可能であり、その観点から設定しているものです。
城下委員	市の施設を利用していることから納付金の設定を行っている旨の説明があつたが、所沢市の施設を使用し、指定管理者がデイサービス事業の運営を行っている施設は他にもあるかと思うが、どうなっているのか。
池田高齢者支 援課長	指定管理者が市の施設を使用しデイサービス事業を行っているところは、新所沢けやき通りデイサービスセンター、ところ荘デイサービスセンター、保健センターデイサービスセンターがあります。
城下委員	そういった施設でも納付金の制度はあつたのか。
池田高齢者支 援課長	現在においても、指定管理者が市の施設を利用し管理運営を行う場合、納付金を納めてもらっています。
城下委員	先のところ荘、けやき通りデイサービスセンター等の全ての施設において納めてもらっているのか。
池田高齢者支	そのとおりです。

援課長

城下委員

保健センター老人デイサービスセンターについては、業務委託による運営であるという理解でよいか。整理してもらいたい。

池田高齢者支

援課長

市で設置している老人デイサービスセンターについては、全て指定管理者による管理運営となっています。

城下委員

納付金についても同様の条件で設定されているという理解でよいか。

池田高齢者支

援課長

基本的な考え方は、概ねそういう理解です。金額については、施設によって異なります。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第92号については、全会一致、可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第93号「所沢市立老人憩の家さくら荘等の指定管理者の指定について」

○議案第94号「所沢市立老人憩の家みかじま荘等の指定管理者の指定について」

西沢委員長

議案第93号及び議案第94号については、一括議題とし、一括審査としてよろしいか。（委員了承）

【補足説明】 な し

【質 疑】

末吉委員

ここに提案されている所沢市立老人憩の家の利用者数について、増えているのか、減っているのか、把握していたら教えてもらいたい。

池田高齢者支援課長

所沢市立老人憩の家さくら荘の利用者数については、指定管理者による運営前の平成20年度と比較して、0.4%増えています。やなせ荘については2倍以上増えています。年間の利用人数で申し上げますと、やなせ荘については平成20年度は、3,842人で、平成24年度は9,272人です。

峰寿荘については、平成20年度は、10,608人で、平成24年度の利用は、14,246人です。とめの里については、平成20年度が、18,221人、平成24年度は、18,373人で微増となっています。

城下委員

先日、議案質疑でも答弁していたと思うが、議案第93号については、入浴設備が設置されている老人憩の家であるという理解でよいか。議案第94号についても、それが設置されていない施設であるのか、その確認をしたい。

池田高齢者支援課長

議案第93号については、さくら荘に入浴設備があり、議案第94号は3荘全てに入浴施設があります。

城下委員

今回、議案第93号では4施設、議案第94号では3施設をまとめ、それぞれに指定管理の制度を導入するわけだが、まず、こういった分け方になった理由について、もう一度説明してほしい。

池田高齢者支援課長

指定管理を行うにあたり、既に指定管理となっていた、さくら荘、やなせ荘、峰寿荘について、指定管理者からの業務の移行や引き継ぎ等がスムーズに行えるよう、その3荘を一つとして、そこに、とめの里を加え、議案第94号の3荘の入浴設備がある施設と分けました。入浴設備があるところについては、業務が増えるので、人員も多く必要となります。人員のバランスを考慮し、二つに分けているところです。

城下委員

一つひとつの施設を単独で指定管理にすると、以前のさくら荘、やなせ荘、峰寿荘の過去の収支報告等を見ても、施設によっては赤字であったり

黒字であったりとまちまちであり、施設毎の指定管理であるとなかなか受託する業者の運営が大変なのかと思ったが、そういう安定的な運営をしてもらうという意味でのグループ分けという検討はあったのか。

池田高齢者支援課長 指定管理者の指定にあたっては、安定的な運営という点も考慮しました。

城下委員 既に指定管理を導入しているさくら荘、やなせ荘、峰寿荘は、市の直営から業務委託になり、その後さらに指定管理者による管理運営になったという理解でよいか。それとも最初から社会福祉協議会への業務委託だったのか。

池田高齢者支援課長 さくら荘は、直営から指定管理者制度に移行しています。やなせ荘と峰寿荘は、直営から業務委託へ移行し、その後、指定管理者制度に移行しています。

城下委員 業務委託と指定管理の違いというのは大きい点で何が違うのか。

池田高齢者支援課長 指定管理に移行すると、ある程度、自主的な事業を進めることが可能となる点です。

美甘福祉部次長 指定管理制度は、非公募という場合もありますが、基本的には公募により多くの団体の方に応募をしていただき、そこである程度、管理のあり方等について提案をしてもらい決めていくことができますので、経費の節減や安定的な運営並びに事業についても特色をもったものが期待されるということはあると思います。

城下委員 そうすると、社会福祉協議会にお願いしていた業務委託のときの費用と、今回は施設数が増えるわけだが、指定管理にしたときの費用とは、どのくらい違いがあるのか。指定管理を導入する意義を説明いただいたが、その点の部分は検討されているのか。おおよその額で構わないので伺いたい。

美甘福祉部次長 この前に指定管理を受けていた団体は社会福祉協議会であり、約5年前のことで明確には検討できない面もありますが、給与形態から見ましても、指定管理の方が人件費の面から、経費は節約されていると考えます。

城下委員 指定管理に移行する主な理由はその部分であり、しっかりと確認したい。

美甘福祉部次長 人件費と施設の管理面の部分において、シルバー人材センターの特性があり、また、再委託項目が少ないということからも、全体的に経費は落ち

ております。この金額については、お調べしてお示ししたいと思います。

城下委員

一般管理費に対する考え方について、先ほど、亀鶴園については、精算方式を導入しているが、今回の指定管理の指定にあたっては、この辺の議論というのは、あったのか。

池田高齢者支援課長

一般管理費については、法人が運営する際の運営費、事務費として必要であると認識しています。

城下委員

亀鶴園については、人件費は精算方式であったが、ここの部分はないのか。確かに指定管理であるから、受託者の安定した経営という視点も当然入ってくると思うが、どれぐらいを一般管理費の経費として認めることが妥当かといったことについて、どのような議論があったのか。

池田高齢者支援課長

まず亀鶴園については、ケアを必要とされる方々に対して人件費が削られサービスに不足があっては特に困る施設であるため、精算方式としたところでは、一方、老人憩の家については、高齢者の方のレクリエーション等、生活を豊かにするという施設ですので、こちらについては、法人提案で進めていくことが適当であると考えます。

美甘福祉部次長

今の点で補足させていただきます。シルバー人材センターの指定管理については、一般管理費もありますが、例えば、入札の差金や再委託をせず

に、会員において清掃作業を行う等、そういった面で経営努力をしていただいています。一般管理費に当たるような部分というのは、年度や施設による差がありますが、年間200万円から600万円程度発生しています。これらについては、この施設が、安定的に継続して運営されていくにあたり許容の範囲であり、また、こういった費用が全く発生しませんと安定的な運営といった観点からも心配される面がありますので、これは適切な値だと認識しています。

城下委員

指定管理者制度そのものが、多様な自主事業の展開や経費削減といったことを理由に出されてきているが、今回の議案第93号及び議案第94号については、公募にもかかわらず、手を上げた事業者が1者しかなかったわけであり、以前においても主張された競争性を生かせるものであるという理由づけについて、この結果を見てどのように考えているのか。

池田高齢者支援課長

今回は、この2グループとも公募を行い、広報ところざわ及びホームページで募集をしていました。結果として1法人のみの応募となってしまったところです。

城下委員

なぜ、他の事業所が手を挙げなかったのかということの分析はきちんとやっていかなければいけないと思う。1事業者のみであるなら、今まで通り業務委託やそれこそ直営でやった方がよいのではないか。そのことの

分析等をきちんと行った上で提案をしてくるべきだと思うが、どのように考えているのか。

美甘福祉部次
長

老人憩の家については、ある程度の認知度はあるかと思いますが、周知が若干足りなかった面があったかもしれません。また、対象となる法人については、応募を市内の団体に限っていますが、かなり広い範囲で、応募することは可能となっています。今後は、この周知の方法に努め、より多くの団体に、この施設を知ってもらえるように取り組んでいきたいと考えています。

城下委員

議案第93号に係る附帯意見において、今後も引き続き独自事業の追加を行うなど利用者の利便性の向上に努めることと示されているが、何か自主事業に対して実施が少ない旨の利用者からの要望等があったのか。

美甘福祉部次
長

附帯意見は、選定委員会において委員の合議により決めたものですが、シルバー人材センターは、自主事業を多く行っており、各施設のサークルの育成等にも積極的に取り組んでいただいています。しかしながら老人憩の家の事業については、やはり自主事業の充実ということが利用者の方が一番に望まれるものですので、更に充実していただきたいという意味を込めて附帯意見として示したものです。

城下委員

議案第94号について、今回、3つの老人憩の家が指定管理に移行するわけだが、附帯意見において業務引き継ぎについての配慮を担いたい旨の意見が示されている。児童館等は指定管理者になる業者との引き継ぎの期間があったと思うが、この福祉施設については、引き継ぎの期間を設けるのか。

美甘福祉部次
長

議案第94号について、引き継ぎを行う期間は、3月中に1ヶ月間で行う予定です。市の直営からの移行であり、市の職員が引き継ぎ期間に各施設に居りますので、特に附帯意見には載せませんでした。

城下委員

そうすると、この施設については、管理公社の職員と市の直営の職員が引き継ぎを行うということか。

池田高齢者支
援課長

現在働いている臨時職員については、管理公社において、継続的に雇用したいという希望も一部ありますので、そういったことも含めて全体の引き継ぎを行います。当然、高齢者支援課も入って引き継ぎを行います。

末吉委員

議案第93号に関し、公募の状況について確認をさせてもらいたいが、児童館の選定にあたっては、児童館にもよるが公募に対し10事業者程度の応募があり、非常に競争原理が働いたことで、現在素晴らしい運営をされていると思っている。先ほど、ホームページと広報ところざわにより周

知を行った話があったが、こども未来部に伺ったところ、指定管理者専門のウェブサイトがあるらしいが、福祉の部分はないのか。

池田高齢者支援課長 指定管理のウェブサイト等があることは認識していますが、今回は市内の業者に限定していた関係で、市内事業者も含めて全戸配布をしている後方ところざわに掲載する方法により周知を行いました。

末吉委員 結果的に競争原理が全く働いていないということに関しては、どう考えているのか。

池田高齢者支援課長 その点については、今回の結果を踏まえ、周知の在り方について、先ほど次長からも申し上げましたが、検討する必要があると考えています。

末吉委員 議案第93号及び議案第94号については、それぞれ、シルバー人材センターと公共施設管理公社が受託するわけだが、それぞれは高齢者福祉に関して専門性を有しているのか。

池田高齢者支援課長 シルバー人材センターについては、それまでの指定管理者としての実績がある点が評価されていると思います。公共施設管理公社に関しては、今までも公共施設の指定管理者としての実績があり、福祉施設としては、サン・アビリティーズ等の指定管理者としての実績等があると捉えていま

す。

末吉委員

サン・アビリティーズは障害者が優先的に予約ができるという施設であり、高齢者福祉とは違うわけであって、其々の団体が高齢者福祉に関しての専門性や優位性を有しているのかということを知りたい。

池田 高齢者支
援課長

高齢者福祉に関しての専門的な技術という点に関しては、有しているということは特別にはないと思います。

末吉委員

そうすると、そのことについては、今後どのように工夫をしていくのか。

池田 高齢者支
援課長

高齢者の利用に限っている施設ではありますが、日常生活を支援していくということよりは、むしろレクリエーション等を通して生きがいのある生活を送っていただくことが主となりますことから、モニタリング等を行い、問題がないか検証していくことを考えています。

末吉委員

現在の所沢市の高齢者を取り巻く様々な課題の中で、必要な手立てを分かっているのは、やはり市役所だと思う。その点を含めて、老人憩の家がいかにか高齢者の皆さまの福祉にその役割を果たしていくかという視点が必要ではないかと思う。指定管理を行うにあたって、やはり市の直営から

離れるわけであるから、その点について、サービスが落ちることがあってはならないと考えられるわけであり、フォローアップ等の体制があつてよいのではないか。

池田高齢者支援課長

特に管理公社については、この種の施設に関して初めて指定管理者の指定を受けることとなりますので、高齢者支援課としても注意深く見守っていかなくてはならないと考えています。健康体操教室等の開催会場に当然となりますので、その際、モニタリングとは別に職員が行き、指定管理者の職員とも話し合い等を行うこともありますので、そういった機会をとらえて更に育成指導を図っていきたいと考えています。

末吉委員

それぞれの憩の家に、ヘルストロンやマッサージ機が置いてあるが、これに関して、指定管理者の判断において、経費削減のため減らしたり、よいものだから増やしたりするといったことはできるのか。

池田高齢者支援課長

ヘルストロン等については、市で台数等を決定し配置していますので、減らす場合には、市との協議の上で行うこととなりますが、市としては必要な台数を確保して続けていきたいと考えています。

城下委員

やはり高齢者の特性ということを考えると、特に指定管理に移行することで高齢者へのサービスが低下してはいけない。先ほど、専門性について

の説明があったが、今、認知症予備軍が大変多いということでは、老人憩の家を利用されている方たちの中にも、そういった方もいないとはいえないわけであり、そういった高齢者に対する対応という面でも専門性やノウハウが求められていくと思うのであって、職員の研修等はどのようにして行っていくのか伺いたい。シルバー人材センターと公共施設管理公社であり、福祉の分野を専門にやってこられた方だけがいる団体とはいえない面があり、その点に関し、どのように担保していくのか伺いたい。

池田高齢者支援課長

まず、施設の点から申しますと、今回は老人憩の家ですが、それとは別に老人福祉センターが市内に4カ所あり、それについては引き続き市の直営で運営を進めていきます。ここでは、相談業務等も当然行うことになるので、そこの充実も図っていきます。また、老人憩の家に関しては、老人福祉に関してのエキスパートがいるということではありませんが、例えば、認知症等に関しては、認知症サポーター研修を行うなど、指定管理受託者と協議をしながら、そういった研修体制を高齢者支援課の方で組んでいくことを考えております。

城下委員

前回の条例改正のときにも指摘されたかと思うが、災害時の老人憩の家の位置づけとそれに対する対応ということに関して、指定管理者については、書面等で確認を行う旨の答弁が議会であったように思うが、その点は、どのように確認を行うのか。

池田高齢者支援課長 災害時の初期対応等につきましては、双方で協議のうえ、協定書に盛り込んでいきたいと考えています。

矢作委員 この度、直営だった4館が指定管理になるわけだが、職員の処遇について伺いたい。臨時職員の方は、管理会社での雇用もあるとのことであったが、正職員においては引き続き雇用される方はいるのか。それぞれ、とめの里、みかじま荘、こてさし荘、とみおか荘について、現在働いている方が何人いて、何人残るか把握しているか。

池田高齢者支援課長 現在、ケアワーカーの正職員については、全員が福祉センターに異動する予定です。臨時職員の方については、現在、ヒアリング等を行っており、まだ希望が定まらない方もいます。しかしながら、新しく指定管理者となる公共施設管理会社の意向もあり、そちらの方に異動する希望もありますので、出来る限り、要望に応えられるように、管理会社等と協議を進めていきたいと考えています。正職員の人数について、ケアワーカーが3人です。こちらが福祉センターへ異動するという事です。

矢作委員 まだはっきりしていない状況だとは思いますが、直営から指定管理に変わっていくことで、やはり、そこで働く方の処遇も低下しないようにと思うわけだが、そのことに関し、時給単価の変更があるかどうか把握していれば伺いたい。先ほど答弁において、公共施設管理会社の意向もある旨の話が

あったが、公共施設管理公社としては可能な限り残って欲しいという働きかけがあるのか。

池田高齢者支
援課長

現在、臨時職員の時給単価については、働いている方の経験年数によって若干異なりますが、管理公社に移った場合、時給が上がる方もいれば、若干、下がる方もいることになると思います。管理公社においては、経験のある現在雇用している方に残ってもらいたいという意向です。

矢作委員

今回、公募に応募してきた団体がそれぞれ1団体だったわけだが、先ほど、グループ分けの理由を聞いたが、これだけの施設を全て管理していくということになると、それなりに大きな団体でないとなかなか難しいと思う。例えば、1館ずつであれば、近くの社会福祉法人からも応募があったかと思うが、そういった検討はなかったのか。

池田高齢者支
援課長

施設のグループ分けについては、複数の同じ施設を一つの法人で管理することは、例えば、自主事業が行い易いといったことや職員の配置も行い易いといった面がありますので、そういった面を考慮した部分があります。

矢作委員

議案質疑においても、近隣の他市の状況について、他市でも1者しか応募がない状況もあるとのことであるが、そうすると市内業者の育成という

ことを考えるのであれば、複数の施設をまとめて管理運営をさせるということよりも、一つひとつの施設について指定管理者の指定を行うという考え方もあるのかと思ったが、そういう点について、今後検討されていくことはあるのか。

池田高齢者支援課長 確かに今回の公募にあたって、応募された法人は1者しかなかったという点から、今後の状況を見まして将来的には、グループ分けや募集方法等については、改めて検討する必要があるかと考えております。

先ほどの城下委員からの平成20年度の社会福祉協議会の委託料についてですが、平成20年度の決算で6,054万5,975円の決算となっています。

城下委員 1年間で比較してお示しいただきたい。

池田高齢者支援課長 シルバー人材センターと社会福祉法人安心会が指定管理者となった平成21年度の老人憩の家管理委託料決算額は、前年にくらべて約336万円減っています。

中村委員 議案第93号に関して、8月7日に業務説明会を行い、参加団体が2団体であったわけだが、その2団体はどこどこか。

池田高齢者支
援課長

シルバー人材センターと公共施設管理公社です。

中村委員

議案第94号に関しては、同じ8月7日に業務説明会を行っており、参加団体が2団体とあるが、どことどこが参加したのか。

池田高齢者支
援課長

シルバー人材センターと公共施設管理公社です。

中村委員

結局、かつてからシルバー人材センターが実施している事業は、ほとんどシルバー人材センターが行うわけであり、新しくなるところについては、公共施設管理公社がとるわけである。同じ日に説明会をしており、私が事業者であったら、やはりそのようになると思う。この点は少し説明会のやり方等について今後は気をつけた方がよいと思うが、いかがか。

池田高齢者支
援課長

今回の結果を踏まえまして、今後、検討してまいります。

【質疑終結】

休 憩 (午前10時18分)

再 開 (午前10時30分)

【意見】

末吉委員

民主ネットリベラルの会を代表して、議案第93号及び議案第94号について賛成の意見を申し上げます。老人憩の家は、健康増進・介護予防に重要な高齢者福祉施設であり、多くの高齢者が楽しみに利用しておられます。今回の議案である指定管理者制度は、健全な競争性を生かし、民間活力を導入するものですが、今回、応募が少なかったことが残念です。次回は公募方法を工夫し、高齢者福祉の専門性をもつ事業者の参入を促し、健全な競争原理で高齢者福祉施設の運営充実が図られるよう願います。また、今回の事業者は議案第93号シルバー人材センター、議案第94号公共施設管理公社ともに、高齢者福祉の専門性は未知数です。サービスが低下することが無いように、また、高齢者福祉の更なる充実が図られるよう市の指導、モニタリングをきちんと進めていただくようお願いをして賛成の意見といたします。

城下委員

議案第93号所沢市立老人憩の家さくら荘等の指定管理者の指定について、また、議案第94号所沢市立老人憩の家みかじま荘等の指定管理者の指定について、日本共産党所沢市議団を代表して、反対の立場で意見を申し上げます。

これまで市が直営で運営していました老人憩の家4館を新たに指定管理者に移行していくという議案が提案されているわけですが指定管理者制度の導入の理由は、競争性による経費削減、それから自主事業の

増加を売り文句に進められてきました。しかし、今回の内容につきましては、参加団体は1団体、しかも経費面につきましては、当初、業務委託をしていたときと、指定管理者に移行した後の削減等については、詳細な数字が示されませんでした。とても残念です。一般管理費である受託者の儲け分については、約200万円から600万円との説明もありました。高齢者の特性や福祉的専門性も今後の検証に委ねるとしております。直営を無くしていくことは、実態が把握できず高齢者福祉事業やサービスの向上、市の施策への反映が難しくなる中、今こそ直営での運営を再検討すべきです。是非とも、議会の中で、審議をするということでは、十分な比較検討できるような数字も併せて今後、提案していただきたいと思います。

以上を申し上げまして反対の意見といたします。

中委員

議案第93号所沢市立老人憩の家さくら荘等の指定管理者の指定について、また、議案第94号所沢市立老人憩の家みかじま荘等の指定管理者の指定について、自由民主党・無所属の会を代表して、賛成の立場で意見を申し上げます。今回の指定管理者となる団体であります公益社団法人所沢市シルバー人材センターについては、平成21年度から老人憩の家さくら荘、やなせ荘、峰寿荘の指定管理者としても実績があること、施設の利用状況については、同団体の指定管理受託後20%近くの利用者増となっておること。四半期ごとに実施しておりますモニタリングについては、適切な職員の配置状況や高齢者サークルの支援また育成並びに様々な自主

事業が実施をされていることなどが確認をされております。また、議案第94号での指定管理者となる団体であります公益財団法人所沢市公共施設管理公社については、平成元年の団体設立以来、一貫して公共施設の管理を受託するとともに公益財団法人の認可を受け高い公共性と公益性と安定的な事業運営が可能な団体であります。老人憩の家は生きがいを求める施設でありまして、高齢者福祉の専門性もさることながら、施設の運営管理には、これがたけていることと、また地域住民との協力やボランティア団体等の協力体制の構築も充分期待ができると思っております。このことから議案第93号並びに議案第94号につきましては、それぞれ候補者について選定委員会においても活発な意見交換がなされ選定委員が全員一致で候補者を選定したのであり、安定的な施設運営が見込まれることから議案に賛成するものであります。以上です。

【採 決】

議案第93号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

議案第94号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第95号「所沢市立老人憩の家とところ荘等の指定管理者の指定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

資料においては、納付金に関し、市の指定金額が300万円とされているが、これは施設規模によるのか。

池田高齢者支援課長

こちらについては、亀鶴園との設置規模が違うことから、定員や今までの納付されていた金額等を勘案して設定したものです。

城下委員

ところ荘等の指定管理者の指定についての収支報告書はもらっているが、一般管理費はどれぐらいとして示されていたのか。

池田高齢者支援課長

ところ荘等の収支報告書において、一般管理費の支出項目はありません。

城下委員

収支報告書に差額があったかと思うがどうか。

池田高齢者支援課長

収支の差のところが、法人の収入となるべき部分ですので、そこを一般管理費の部分と認識しています。

城下委員	平成21年度から23年度の各年度の一般管理費の金額はいくらか。
見澤うしぬま 荘園長	とくに一般管理費の項目はありませんが、利益を一般管理費としてみま すと、ところ荘における平成21年度の金額は、221万1,812円、 平成22年度が、13万308円、平成23年度が、195万3,278 円、平成24年度がマイナス148万5,976円です。
城下委員	年度によって、額が異なっているが、担当課としてはどのように分析し ているのか。
見澤うしぬま 荘園長	平成24年度が赤字になった経緯は、過年度の公租公課について、一括 して支払ったためにマイナスとなったものです。
城下委員	このことについて、市から何か要望等は行ったのか。
見澤うしぬま 荘園長	今後、こういったことがないようにモニタリングでしっかりと把握して いきたいと考えています。
城下委員	このことにより、ところ荘の運営や利用者へのサービス提供にあたり、 何らかの支障等はなかったのか。

見澤うしぬま
荘園長

モニタリング調査と年2回のアンケート調査を実施していますが、利用者から苦情等はありません。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第95号については、全会一致、可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第96号「所沢市保健センター老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について」

○議案第97号「所沢市立新所沢けやき通り老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について」

西沢委員長

議案第96号及び議案第97号については、一括議題とし、一括審査としてよろしいか。（委員了承）

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

保健センター老人デイサービスセンターの指定管理の期間が1年間となっているが、1年間であれば指定管理を行わずに運営し、平成27年に廃止にすることも一つの方法であるかと思うが、なぜ1年間の指定管理を行うこととしたのか。

池田高齢者支援課長

前回の指定管理の期間がここで終了しますので、改めて指定管理者の指定を行うものです。保健センター老人デイサービスセンターについては、今後、別の活用があるとのことから、1年間という期間で指定を行うものです。これについては、利用者や指定管理者の別の施設等への異動等への配慮として1年間設けたものです。

城下委員	参考資料の納付金提案書において、市指定金額は0円となっているが、これはどうしてか。
池田高齢者支援課長	これは、保健センター老人デイサービスセンターの廃止が決定していることから、この1年間については利用者は減少していくことが明らかであり、利益が出ないことが想定されますので、0円としたものです。
城下委員	保健センター老人デイサービスセンターで働いている方は何人いて、廃止後はどうなるのか。
池田高齢者支援課長	職員人員基準では、管理者1人、生活相談員1人、看護師1人、介護職員7人、機能訓練指導員1人となっており、現在パートも含め、のべ30人が働いています。保健センター老人デイサービスセンター廃止後、職員は栄光会の別の社会福祉施設等に異動します。また、栄光会においては保健センターの近隣にデイサービスセンターを立ち上げる意向がありますので、引き続き雇用される旨の回答をいただいています。
矢作委員	栄光会が保健センターの近隣にデイサービスセンターを開設する予定であるとのことだが、いつ頃なのか。
池田高齢者支援課長	栄光会においてもまだ意向の段階であり、具体的に用地等の確保ができ

援課長

たという報告は受けていませんので、開設時期等ははっきりしていませんが、平成27年の3月までには開設したいとのことです。

末吉委員

保健センター老人デイサービスセンターの廃止にあたっては、今後どのように進めていくのか。

池田高齢者支

デイサービスセンター利用者の移動についての詳細はまだ確定して

援課長

ませんが、機械浴など大型の入浴設備を利用している方については、他のデイサービスセンターをご案内することとしています。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第96号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第97号については、全会一致、可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第88号「平成25年度所沢市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)」

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【意 見】 なし

【採 決】

議案第88号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

【議 事】

○議案第86号「平成25年度所沢市一般会計補正予算（第6号）」

当委員会所管部分（福祉部）

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【議案第86号福祉部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時34分）

（説明員交代）

再 開（午前11時36分）

【議 事】

○議案第86号「平成25年度所沢市一般会計補正予算（第6号）」

当委員会所管部分（こども未来部）

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

日中一時支援事業費について、新たに2施設が開設されたとのことであるが、全体で何施設あるのか。

青木こども福祉課長

登録事業所数は12事業所です。

城下委員

宿泊ができる施設もあるのか。また、その事業所数は市内の事業所だけであるのか。市外も入っているかと思うがどうか。

青木こども福祉課長

日中の一時的な利用であり、夜間サービスは行っていません。事業所数は、市内に3事業所あり、9カ所は市外の事業所です。

城下委員

宿泊がある施設については、別の事業内容になるのか。

青木こども福祉課長

夜間を含めて施設でサービス提供を行うのは、短期入所です。

城下委員	日常生活用具給付費について、用具は何種類あるのか。
青木こども福祉課長	約60種類あります。
城下委員	その対象品目の拡大については検討しているのか、また、補正に反映されているものはあるのか。
青木こども福祉課長	ここ数年は新たに追加したものはありません。
末吉委員	日中一時支援事業の利用を希望される方と事業者の受入体制の状況は均衡が取れているのか。
青木こども福祉課長	登録児童数は224人であり、先ほどの12事業所の最大の受け入れ枠は108人分です。現在、まだ不足している状況です。
末吉委員	登録児童数は224人であるとのことだが、事業の周知が進めば今後さらに増加していく見込みであるのか。
青木こども福祉課長	2事業所が新たに開設し、その周知が進んできたことから、補助予算の

祉課長

お願いをしています。今後も、利用者の増加はあると考えます。

城下委員

平成25年度において、事業者から事業所の新設等の相談はあるのか。

青木こども福

現時点では、ありません。

祉課長

城下委員

現在、まだ不足しているとのことだが、増加に向けての市の取り組みや課題はどういったものがあるか。

青木こども福

祉課長

日中一時支援事業は、障害者総合支援法の中で、補助金事業として行っている状況です。平成24年4月に児童福祉法が改正され、就学後の子どもであれば、放課後等デイサービス、また、未就学の子どもについては、通園で訓練を行う事業が障害児通所支援として整備されました。日中一時支援事業とサービス内容が重なる部分がありますので、事業所の開設状況にもよりますが、徐々に法定サービスにシフトしていく方向です。

城下委員

保育料システム改修委託料について、子ども・子育て支援法等の関連3法を受けてとのことだが、現行のシステムと新制度によるシステムとの国や県との関連等について伺いたい。

市川保育課長

新たな子ども子育て支援制度に即したシステム化を図っていくということであり、新たな支援制度の中で、保育の必要性の認定や、あるいは、施設給付の対象である施設の確認という新たな概念が入ってきます。それから、当面の間、市町村が利用調整を行っていく機能、県や国の負担金の基となるデータの情報共有のシステム化ということになります。大きく変わってくる点は、これまで、各自治体でそれぞれの制度の運用をシステムを含めて行っていました、ここで、全国的な枠組みの中で、一定のデータの共有を図っていくということが大きく変わってくることと認識しています。

城下委員

一定のデータを共有していくことは、国が構築したシステムにそれぞれの自治体が参加していくという理解でよいか。

市川保育課長

システムそのものは各自治体で作りますが、国においてデータベースを作り、そこに一定の情報を書き込んでいくことになります。そこに書き込まれた情報は国において一元管理されます。

城下委員

国で関わる部分はこういった情報のものなのか、具体的に伺いたい。

市川保育課長

各施設にどういった子どもがいるかという、保育の量といいますか、長時間区分、短時間区分といったことがいわれていますが、その区分ごとの

子どもの人数などの負担金の金額を計算するための情報が一つあります。もう一つは、各施設の個別の情報です。例えば、ある保育園では定員が何人であり、保育室はどれぐらいの面積なのかといった情報が国へ送られます。国はそれらを一括管理し、都道府県を通じてということになりますが、公開をしていくことが想定されています。

城下委員

国ではマイナンバー制度が検討されているが、それとの関連はどうか。

市川保育課長

全国で共有をしていく情報とは、個人のデータではありません。マイナンバー制度が入ることにより、保育料システムに限らず、行政全般の仕組みや制度において住民の方の情報を扱う場合についてはマイナンバーとの連携は意識せざるを得ないところですが、今申し上げた全国のシステムは個人単位の情報ではなく、総体としての施設単位での情報になります。

城下委員

マイナンバー制を意識せざるを得ないということでは、関わりはあるということでしょうか。

市川保育課長

保育料システムそのものは、個々のご家庭に保育料がいくらであるかを通知した上で、収納するというを各自治体で行う必要がありますので、その中では、今後行政システム全般がそうであるのと同様に、マイナ

ンバー制度との連携は検討事項に入ってくるものと認識しています。

城下委員

改修をする業者はどうなっていくのか。

市川保育課長

現行の福祉総合システムの中に保育料システムがあり、稼働しています。そこにこの度、新たな制度に即したソフトを加えることとなりますので、その開発業者に随意契約の形でお願いする考えです。

城下委員

今回のシステム改修の中で、各自治体の独自の部分というのは加えることができるのか。

市川保育課長

全国で共有される部分は、統一的な形式が示されているところではありますが、それに加えて個別の各自治体で管理する任意情報とすると、例えば、これは共有する情報ではないですが、個々の家庭の住所の情報や兄弟入園の希望等のきめ細かい情報は自治体レベルでは必要になりますので、そういうものはシステムの中で把握していくという考えです。

【議案第86号こども未来部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時34分）

（説明員交代）

再 開（午前11時35分）

【議 事】

○議案第86号「平成25年度所沢市一般会計補正予算（第6号）」

当委員会所管部分（教育委員会）

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【議案第86号当委員会所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時37分）

（説明員交代）

再 開（午前11時38分）

○議案第 8 6 号「平成 2 5 年度所沢市一般会計補正予算（第 6 号）」

当委員会所管部分

【意見】

矢作委員

議案第 8 6 号「平成 2 5 年度所沢市一般会計補正予算（第 6 号）」の債務負担行為補正のうち、指定管理者に伴う施設管理委託料のうち、とめの里、こてさし荘、とみおか荘、みかじま荘の部分、それから福祉総合システム（保育料システム）改修委託料について、日本共産党所沢市議団を代表して、反対の意見を申し上げます。指定管理者に伴う施設管理委託料については、これまで直営だったところが指定管理者に移行するというところで、先ほど、議案第 9 3 号、議案第 9 4 号のところで申し上げましたことを理由に、反対といたします。それから、福祉総合システム（保育料システム）改修委託料についてですが、1 9, 9 8 0 千円についてですが、今回の補正は、子ども・子育て新システム実施に向け、これまでの自治体独自のシステムから国・都道府県も一体となるシステム改修です。子ども・子育て新システムは保育の市場化や公的責任の後退や経費削減などを目的としており、所得に応じて受けられる保育の内容も変わることや直接契約制の導入など、これまでの保育制度を大きく変えるもので、認められません。以上を申し上げ反対の意見といたします。

浜野委員

自由民主党・無所属の会を代表して、議案第 8 6 号について賛成の立場から意見を申し上げます。債務負担行為補正の福祉総合システム（保育料

システム) 改修委託料については、都道府県一体で子どもたちの保育行政等、非常に滑らかなシステムを作ろうという趣旨で国が前向きに働きかけて動き始めたことによって出来上がったものでございます。したがって、データの共有が施設及び子どもたちの様子をしっかりと理解し、そして今後の子どもたちの福祉行政に対応できるものであり、評価できるということで賛成とさせていただきます。

また、指定管理者に伴う施設管理委託料のとめの里・とみおか荘・ところ荘等については、議案について賛成であるということで、同じように賛成といたします。以上です。

【意見終結】

【採 決】

議案第86号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中継続審査申出の件（特定事件）

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会 （午前11時44分）